

## 第2章 調達業務の運営



SH-60K 回転翼機

## 1 概 要

中央調達に係る調達業務は、「装備品等及び役務の調達実施に関する訓令」（昭和49年防衛庁訓令第4号）に基づいて行われるもので、大臣官房長等の調達要求を受けて、業態調査、原価調査、予定価格の算定、契約の締結、原価監査、監督・検査及び支払並びにこれらに付随する業務を行うことを内容としています。

国の支出の原因となる契約は、「会計法」（昭和22年法律第35号）に基づき、支出負担行為担当官等によって行われています。装備庁においては、支出負担行為担当官に長官が充てられています。しかし、業務量が非常に多いことから、分任支出負担行為担当官を設置して、予定金額が1件につき200億円以上の有償援助調達及び200億円未満であって、予定単価が2億円以上又は予定金額が1件につき10億円以上の<sup>※</sup>支出負担行為については調達事業部長に、予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為については、調達総括官1人、総括装備調達官2人の計3人に分掌させています。

また、特に契約の正当性を認証するため<sup>※</sup>支出負担行為認証官を置き、予算執行の適正を期しています。支出負担行為認証官には、監察監査・評価官が充てられています。

契約の適正を期するため、契約の方式、選定しようとする相手方と選定理由その他の事項についての長官の諮問機関として、装備庁に<sup>※</sup>指名随契審査会が置かれています。

---

支出負担行為：予算（歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為）に基づいて行う国の支出の原因となる契約その他の行為をいいます。

支出負担行為認証官：支出負担行為担当官が行う支出負担行為について、認証（契約書等の審査）を行う官職をいいます。

指名随契審査会：装備庁の調達管理部長を会長とし、装備庁及び関係機関の職員を委員として構成され、指名競争契約又は随意契約により装備品等又は役務の調達を行う場合に、契約の方式、選定しようとする相手方と選定理由その他の事項について審議し、長官に答申することを任務としています。

装備庁における装備品等の調達に係る主な会計機関は、それぞれ次表のとおりです。

会計機関	指定官職	所掌事務の範囲
支出負担行為担当官	防衛装備庁長官	予定金額が200億円以上(有償援助調達を除く)の支出負担行為事務
分任支出負担行為担当官	調達事業部長	予定金額が1件につき200億円以上の有償援助調達及び200億円未満であって、予定単価が2億円以上又は予定金額が1件につき10億円以上の支出負担行為に関する事務
	調達総括官	需品調達官及び武器調達官の分掌に係る予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為に関する事務
	総括装備調達官 (電子音響調達官、艦船調達官及び通信電気調達官の分掌に属するものに限る)	電子音響調達官、艦船調達官及び通信電気調達官の分掌に係る予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為に関する事務
	総括装備調達官 (航空機調達官及び輸入調達官の分掌に属するものに限る)	航空機調達官及び輸入調達官の分掌に係る予定単価が2億円未満であって、予定金額が1件につき10億円未満の支出負担行為に関する事務
支出負担行為認証官	監察監査・評価官	支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の行う支出負担行為の認証事務
※官署支出官	会計官	歳出予算の支出の決定事務

官署支出官：支出の決定を行う官職をいいます。なお、支出の決定に基づく小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書は、財務省会計センターのセンター支出官が一括して行っています。

中央調達業務の運営は、次のような要領で行われます。

1	調達基本計画の提出	大臣官房長等→大臣（写しを装備庁長官へ）
2	調達実施計画の作成	装備庁長官〔調達企画課〕
3	支出負担行為計画示達の要求	大臣官房長等→大臣
4	支出負担行為計画の示達 （予算内訳の示達）	大臣→装備庁支出負担行為担当官（写しを大臣官房長等へ）
5	調達要求	大臣官房長等→装備庁長官
6	特定品目の相手方選定通知	大臣→装備庁長官
7	有資格者の登録受付	装備庁長官〔調達企画課、各物別官室〕
8	業態調査・契約方式・相手方の選定	装備庁長官が指名随契審査会に諮問 装備庁支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下同じ。）〔各物別官室〕
9	随意契約の大臣承認	装備庁長官←→大臣
10	原価調査、予定価格の算定	装備庁支出負担行為担当官〔各物別官室〕
11	入札・商議	装備庁支出負担行為担当官〔各物別官室〕
12	支出負担行為の認証	装備庁支出負担行為認証官〔監察監査・評価官〕
13	契約締結	装備庁支出負担行為担当官〔各物別官室〕
14	契約履行の促進	装備庁支出負担行為担当官〔各物別官室〕
15	監督・検査の指令等	装備庁支出負担行為担当官〔各物別官室〕
16	原価監査、監督・検査	装備庁支出負担行為担当官〔各地方防衛局〕
17	契約物品納入等	契約相手方→納入場所〔補給処、部隊等〕
18	受領検査	受領検査官・納入場所〔補給処、部隊等〕
19	検査調書の送付	受領検査官・納入場所〔補給処、部隊等〕 →装備庁支出負担行為担当官〔各物別官室〕
20	納入の確認	装備庁支出負担行為担当官→装備庁官署支出官
21	支払計画の示達	大臣→装備庁官署支出官
22	代金の請求	契約相手方→装備庁官署支出官
23	支出の決定	装備庁官署支出官→財務省センター支出官
24	代金支払・通知	財務省センター支出官→契約相手方

図1 中央調達業務の運営要領

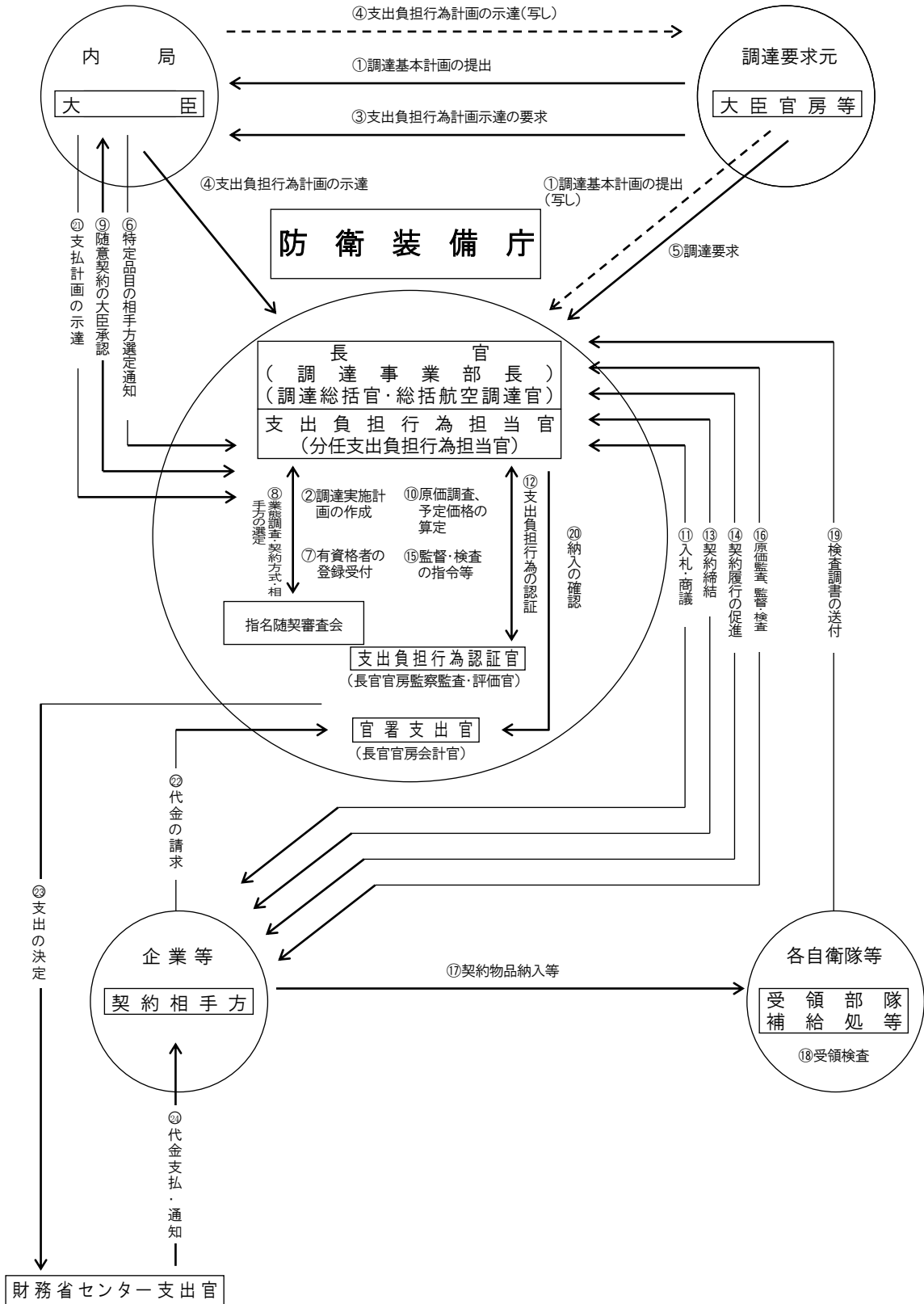
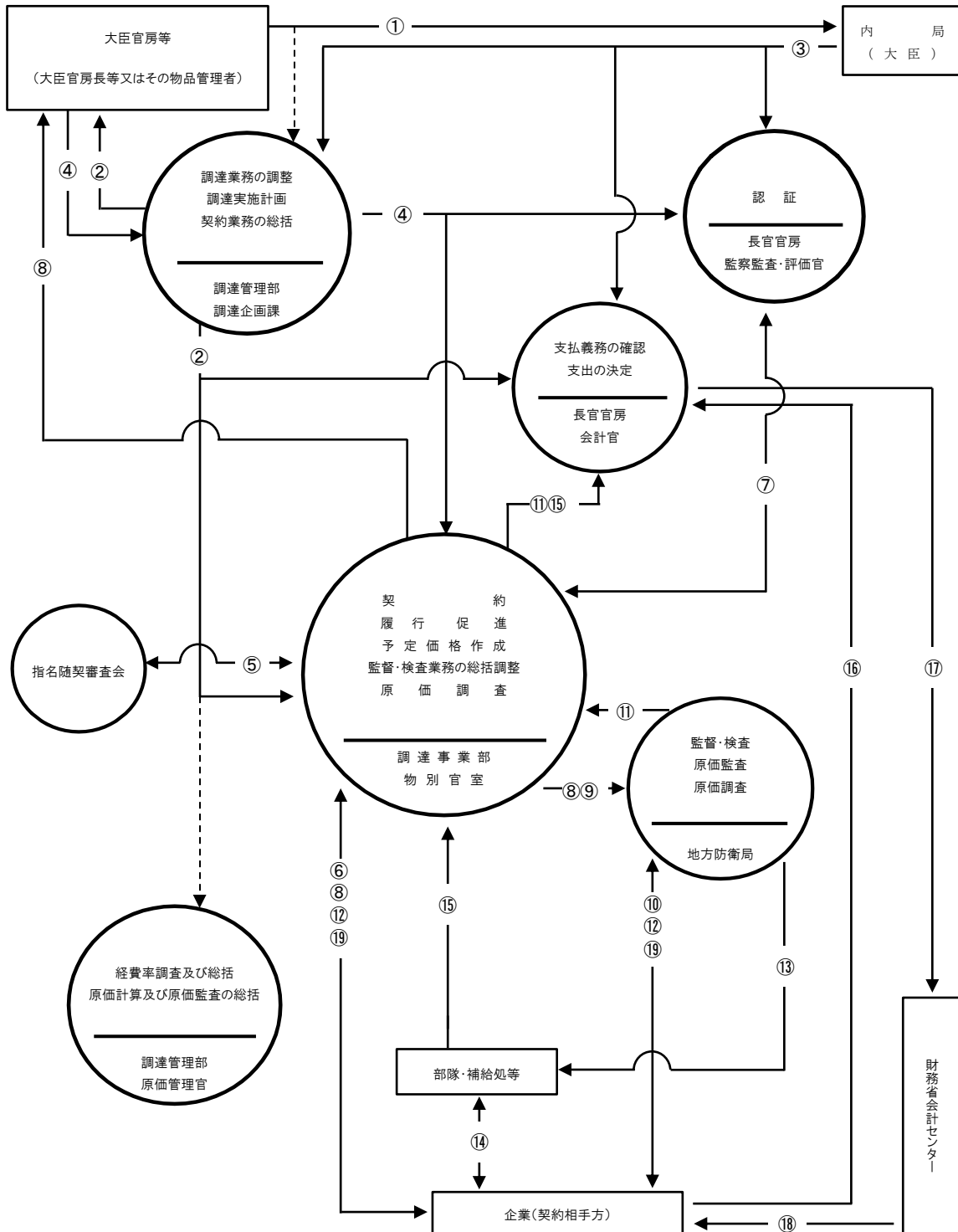


図2 中央調達の実務の流れ



- ① 調達基本計画
- ② 調達実施計画
- ③ 予算示達
- ④ 調達要求書
- ⑤ 業態調査、契約方式の決定
- ⑥ 入札・商議
- ⑦ 支出負担行為の認証

- ⑧ 契約締結、契約書送付
- ⑨ 監督・検査担当区分通知書
- ⑩ 監督・完成検査
- ⑪ 監督報告書、完成検査調書
- ⑫ 原価監査
- ⑬ 受領検査の指令
- ⑭ 納入、受領検査

- ⑮ 受領検査調書
- ⑯ 代金請求
- ⑰ 支出の決定
- ⑱ 支払・通知
- ⑲ 原価調査

## 2 管理業務

### (1) 資格審査

国が契約を締結する場合には、一般競争契約、指名競争契約又は随意契約のいずれかの方式によることとなりますが、競争契約によるときには、一定の資格を有する者の中から契約の相手方を選定しなければなりません。この資格は、物品の製造、物品の購入等の区分ごとに級別に格付けされたものであり、相手方は、その資格に応じた契約の入札等に参加できることとされています。

装備庁においては、「防衛省所管契約事務取扱細則」（平成18年防衛庁訓令第108号）に基づいて3年に1回定期（定期審査を実施する年度の1月初めから同月末まで）又は随時に競争契約等に参加しようとする者からの申請を受け付け、資格審査を行います。審査結果は総務省で取りまとめられ、全省庁統一資格として、有資格者名簿が作成されます。

平成30年3月31日現在、有資格者名簿に登録されている業者数（関東・甲信越地域）は、37,568者です。

### (2) 調達要求の受理と検討

中央調達に係る調達業務は、大臣官房等から調達要求書、仕様書等の送付を受けることによって、その業務が開始されます。これらの調達関係書類は、大臣の定める支出負担行為計画示達内訳額の範囲内で作成され、調達要求書には、品名、数量、金額、仕様区分、納期等が記載されています。

装備庁では、前記の調達関係書類の送付を受けた場合には、その記載内容について検討し、調達を実施する上で、①要求金額が低すぎる場合、②要求納期が短すぎる場合、③仕様書等の内容が実情に添わない場合等には、その変更について大臣官房等と協議することとなっています。

### (3) 認定業務

認定業務は、「装備品等の製造設備等の認定に関する訓令」（昭和50年防衛庁訓令第44号）に基づき、防衛省において調達する装備品等について、あらかじめ大臣が指定する装備品等（指定品目）に関し、その製造設備、検

査設備、材料、部品、半製品、工程、製造方法、検査方法、品質管理方法等及び当該製造設備等により製造される装備品等について認定検査を行い、製造者が<sup>※</sup>防衛省仕様書等に適合する品質の装備品等を継続して製造する能力を備えていると認められる場合に、これを<sup>※</sup>認定するものです。この制度は、<sup>※</sup>装備品等の品質の継続的な確保を図るとともに、調達業務の合理化を図るものです。

長官は、毎年度、資格要件等を公示し、業者からの申請を受け付け、認定検査を実施して所要の認定を行うとともに、既に認定しているものについても、その後の条件の変化に応じて、確認検査、改善勧告、認定の取消し等の措置をとっています。

平成29年度末現在、認定されている製造設備等を有する業者は114社です。

なお、認定の可否、確認検査の必要性の有無、認定の取消し等について審議する長官の諮問機関として、<sup>※</sup>認定審査会が置かれています。

#### (4) 承認用図面等の審査

契約相手方が仕様書に基づき、装備品等の製造に先立って製造に必要な図面又は見本を作成し、支出負担行為担当官に提出して承認を受けることとなっている場合には、大臣官房長等調達要求元と協議の上、仕様書の定めるところと矛盾しないことなどを照合確認し、承認することとしています。

平成29年度における承認件数は、4,045件です。

---

防衛省仕様書等：防衛省仕様書、防衛省規格、アメリカ合衆国政府が制定する仕様書及びアメリカ合衆国軍隊が制定する仕様書をいいます。

認定：反覆して調達することが予想される装備品等の製造者について、契約の有無にかかわらず、あらかじめその装備品等及び製造設備等进行检查し、その製造設備等が常に一定の品質の装備品等を製造する能力があることを確認しておくことをいいます。

装備品等：防衛省設置法第4条第13号に掲げる装備品等並びにその一部を構成する材料、部品及び半製品をいいます。

認定審査会：長官の諮問機関として装備庁に設置され、装備庁の調達管理部長を議長とし、装備庁及び各幕の関係課長を委員として組織され、認定の可否、確認検査の必要性の有無、認定の取消し等を審議して、その結果を長官に答申することを任務としています。



## (5) 認証制度

支出負担行為認証官は、予算執行の適正を期するために支出負担行為担当官から送付を受けた契約書等の書類の内容について、法令又は予算に違反することがないか、予算の範囲内であるかなどの審査を行い、認証すべきものと認めた場合には、契約書等に認証する旨の表示をすることになっています。この認証行為を経て、契約が締結されるものであり、中央調達における予算執行上の大きな特色となっています。